

市職員の倫理保持のためのルール

職員倫理条例・同条例施行規則のポイント

事業者等との皆様と飯塚市職員が接触するにあたり、市職員には地方公務員法、飯塚市職員倫理条例、飯塚市職員倫理条例施行規則（以下、「本市倫理条例」「本市倫理規則」という。）で定められたルールがあります。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

利害関係者とは・・・・・・・・・・・・・・・・P2

利害関係者との間のルール・・・・・・・・P5

利害関係者でない者との間のルール・・・P10

令和6年2月

飯塚市 総務部 人事課

はじめに

これまでの本市倫理規則は、先行する国家公務員倫理規程等と一部相違することから、職員及び関係者が倫理上の制限や禁止行為、またはその範囲等について明確な判断ができず、支障をきたしていました。

行政が施策、事業を推進するためには、外部との交流や情報の収集や交換の機会が必要であります。これを全て禁止することも、また、無条件に認めることも行政運営の支障となることから、倫理上の利害関係者を明確にし、職員並びに事業者等関係者の双方が禁止行為等を理解して行動ができるよう、国等を参考に、統一的な規則に改める必要がありました。

国家公務員倫理規程と本市倫理規則の異なる主な内容は、以下のとおりでした。

- 利害関係者の定義がないこと。
- 禁止行為に「共に飲食をする」が規定されていること。
- 「共に飲食をする」場合の届出に関する規定がないこと。
- 利害関係者以外との間における禁止行為の規定がないこと。

今回、これらについて、国家公務員倫理規程の基準を参考に統一的な禁止行為等を定めることで、職員が理解して行動すること、また、事業者等の関係者の皆様もあらゆる公務員に対して同じ行動をとることで、倫理の保持に繋がるものと考えます。

誰もが正しい知識を身に付け、倫理を保持した上で市政の発展に向け努力することが求められています。この度、令和6年4月1日施行による本市倫理規則の改正内容を含め、本パンフレットにおいて、市職員の倫理に関するルールをまとめましたので、本市倫理条例及び本市倫理規則のもと正しい行動を取りましょう。

1 利害関係者とは

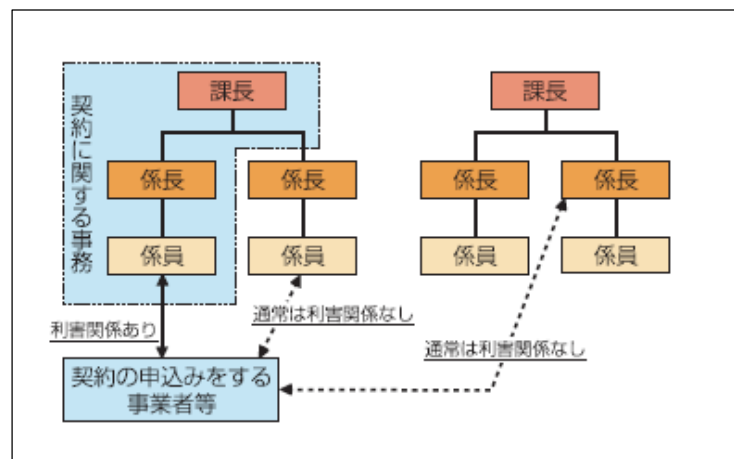
利害関係者とは、本市倫理条例第6条の「職員の職務に利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）」です。市が携わっている以下の事務の相手方の事業者等や個人を言います。

※「事業者等」とは、法人その他の団体、事業を行う個人（その事業のための行為を行う場合における個人）のことを言います。また、事業者の役員、従業員、代理人その他の者も事業者等とみなします。

- ① **許認可等**を受けて事業を行っている者、申請をしている者、申請をしようとしていることが明らかである者
- ② **補助金等**の交付を受けてその対象となる事業等を行っている者、交付の申請をしている者、交付の申請をしようとしていることが明らかである者
- ③ **立入検査、監査**を受ける者
原則として、法令の規定により立入検査等をされ得る状態にあるときは利害関係者になります。
- ④ **不利益処分**の名宛人となるべき者
例えば、税の追徴処分や営業停止処分が行われる場合の相手方です。
- ⑤ **行政指導**により現に一定の作為又は不作為を求められている者
- ⑥ **契約**を締結若しくは申込みをし、又は申込みをしようとしていることが明らかである者

ただし、次の点に注意が必要です。

- ◆ 利害関係者が事業者等の場合、その事業者等の利益のために公務員と接触していると見られる役員、従業員などは、利害関係者とみなされます。従業員全員が利害関係者になるわけではありません。例えば、契約の相手方である企業の場合、一般的には役員とその契約に関わっている営業担当等の従業員のみが利害関係者になります。



- ◆ 市職員が過去 3 年間に就いていた職務の利害関係者は、現在の利害関係者とみなされます。



- ◆ ある市職員 A に、別の市職員 B の利害関係者が接触している場合、それが、A が B に対して持つ職務上の影響力を期待してのものであることが明らかとなるときは、A にとっても利害関係者とみなされます。
- ◆ それ以外の場合にも、市職員が社会通念上相当と認められる程度を超えた供応接待等を受ければ、他の禁止行為に当たることとなります（→ 10 ページ）ので注意が必要です。

Q&A

Q

問屋である別会社を通じて当該所属に物品を納入している場合、当該所属の契約担当職員にとって、当社の製品の売り込みをする当社営業マンは利害関係者になりますか？

A

製品の売り込みをする営業マンは、契約担当の職員にとって利害関係者に当たります。

Q

所属に物品を納入している場合、その所属の職員全員にとって当社は利害関係者になりますか？

A

全員ではなく、契約の事務に携わっている職員にとって、利害関係者に当たることとなります。例えば、契約の決裁を担当する職員、物品購入のための選定委員会がある場合の委員会メンバーなどにとっては、利害関係者に当たります。

Q

有識者会議のメンバーである企業関係者や大学教授は「事業者等」に該当するか。

A

有識者会議のメンバーは、有識者として意見や諮問を頂くという活動を行う限りにおいては、倫理規則の「事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)」ではないことから「事業者等」に該当しません。
しかしながら、それらの者が、例えば、行政から委託等された調査や研究などを事業として行っているものと解される場合には、個人の利益のためにする行為として「事業者等」とみなされることに留意してください。

Q

国・地方の議員は、「事業者等」に該当するのでしょうか。

A

国・地方の議員の行為が、議員として活動しているような態様(いわゆる政治活動)である場合、当該行為は「事業」に当たらないため、基本的には「事業者等」には該当しません。一方で、国・地方の議員が別の職(企業経営者など)を有しており、それが「事業」に該当し、当該事業の利益のためにする行為を行う場合は、国・地方の議員であっても「事業者等」に該当します。

2 利害関係者との間のルール

NG

市職員は、利害関係者から金銭・物品・不動産の贈与を受けることはできません。

ただし、以下のような場合には、利害関係者から金銭・物品等を受け取ることができます。

● 広く一般に配布するための宣伝用物品や記念品

例：会社の名前入りのカレンダー、創立〇周年記念事業で配布している書籍など

● 結婚披露宴や親の葬儀の際、親などとの関係で持参された、通常の社交儀礼の範囲内の祝儀・香典（→下記 Q&A）

Q&A

Q

市職員の結婚披露宴に招かれたのですが、祝儀を持参することはできますか？

A

利害関係者からであっても、実費相当の祝儀は受け取ることができます。
また、配偶者や親との関係で出席した利害関係者から、通常の社交儀礼の範囲内の祝儀を受け取ることは認められます。

Q

市職員が喪主となっている葬儀に香典を持参することはできますか？

A

市職員は、本人との関係に基づいて利害関係者が持参した香典は受け取ることができません。しかし、亡くなった家族との関係に基づいて持参された香典は、利害関係者からであっても、通常の社交儀礼の範囲内のものであれば受け取ることができます。

Q

弔電や花輪についてはどうですか？

A

市職員が、本人との関係に基づいて利害関係者からの弔電を受け取ることは、問題ありません。
しかし、利害関係者から花輪の提供を受けることは、倫理規則で禁止されている贈与に当たりますので、できません。

NG

市職員は、利害関係者から酒食等のもてなしを受けることはできません。

酒食に限らず、どんなもてなしでも、利害関係者に費用を負担させて行うことはできません（ゴルフ、観劇によるもてなしなど）。

ただし、以下のような場合には、市職員が自分の費用を負担せずに利害関係者の負担により飲食をすることができます。

● **多数の者(20名程度以上)が出席する立食パーティー**

例：立食形式で行われる業界の賀詞交換会、会社の創立〇周年記念パーティーに参加するような場合。着席形式でも、座席が指定されておらず、人数もかなり多いような場合は、立食パーティーに準じて認められます。

● **職務として出席した会議での簡素な飲食**

例：仕事で出席する会議の間やその前後に弁当を出されて食べるような場合

● **公的な性格を有する儀礼的な会合における飲食**

例：利害関係者に当たる団体が顕彰事業を行って、国の表彰を受けたことに伴う受賞報告祝賀会に出席するような場合

OK

市職員は、自分の飲食費用を利害関係者に負担させるのでなければ、利害関係者と共に飲食をすることができます。

今回の規則改正で、市職員は、事業等を推進する上で情報や意見の交換は必要であることから、「自分の飲食費用を自ら負担する場合」又は「利害関係者ではない第三者が負担する場合」には、利害関係者と共に飲食をすることができるよう、国に準じて改めています。

ただし、その飲食をする際は、届出書を提出が必要です。また、市職員の飲食に要する費用が1万円を超える場合は、報告書を提出する必要があります。

（やむを得ない事情により、事前に届出ができなかった場合は、事後速やかに届出を行わなければなりません。）

【届出書：作成（職員） → 決裁（部長決裁） → 提出（人事課）】

※ただし、次のことに注意が必要です。

**注
意**

市職員が、会費制や割り勘等として、自己の飲食にかかった費用を負担する場合でも、その負担額が十分でなく、実際の費用との差額分を利害関係者が負担することとなった場合には、その市職員は、利害関係者からその差額分の供給接待を受けたこととなります。

例：市職員が事前に会費として 5,000 円支払っていたが、結果的に一人当たりの費用は 7,800 円となった。利害関係者側が不足分（2,800 円）を会社の交際費で支払った。
→市職員は利害関係者から 2,800 円分の供給接待を受けたこととなり本市倫理規則違反となります。

なお、利害関係のない第三者が費用を負担する場合であっても、社会通念上相当と認められる程度を超える飲食は認められません。（→10ページ）

Q&A

Q

まちづくり協議会等の補助金交付団体の総会後に、情報交換会（飲食あり）が予定されており、参加者は一人分の会食代として参加費を支払うこととなっている。これに参加する場合どのような手続きをとればよいか。

A

利害関係者との会食は認められます。会食の際は倫理規則第 8 条に基づく届出書の提出が必要です。複数人で出席する場合は、出席者全員の氏名を記載し、所属長が届出者になることができます。
なお、その負担額が 1 万円を超える場合は、後日、報告書の提出が必要となります。



NG

市職員は、利害関係者から無償で役務の提供を受けることはできません。

ただし、以下のような場合には、利害関係者から無償で役務の提供を受けることができます。

● 職務で利害関係者を訪問した際、社用車などを利用すること

(バスが利用困難な場合など合理的な理由がある場合)

● 利害関係者が利用するタクシーがたまたま自分と同じ目的地に行く場合などで、利害関係者の追加的負担もないときに、そのタクシーに便乗すること

NG

市職員は、自分の費用を負担する場合でも、利害関係者と共にゴルフや旅行、遊技（麻雀など）をすることはできません。

ただし、以下のような場合には、利害関係者と共に行うことができます。

● ゴルフ

例：会員となっているゴルフクラブの月例コンペでたまたま利害関係者と一緒になる場合
元市職員の OB 会や利害関係者でない団体のゴルフコンペで、たまたま利害関係者と一緒になる場合（参加者が 30～40 名程度で、利害関係者が数名程度の場合）

● 旅行

例：公務のための旅行や、旅行会社のツアーでたまたま利害関係者と一緒になる場合

NG

市職員は、利害関係者から、金銭を借りること、物品や不動産を無償で借りること、未公開株式を譲り受けることはできません。

ただし、以下のような場合は認められます。

● 金融機関が利害関係者に当たる場合に、一顧客として金銭を借りること

● 職務として利害関係者を訪問した際に、物品（文房具など）を借りること

OK

市職員は、利害関係者と私的な関係がある場合で、利害関係の状況、私的な関係の経緯、行為の態様等から見て市民の疑惑や不信を招く恐れがないときには、前記（→5～8 ページ）の行為をすることができます。

「私的な関係」とは、市職員の身分にかかわらない関係のことです。

私的な関係がある場合には、例えば、大学の同窓会に出席することや、家族の葬儀の際に、近所付き合いをしている利害関係者から通常の社交儀礼の範囲内の香典を受け取ることなどは、認められます。

NG

市職員は、利害関係者に要求して、第三者に対して前記（→5～8 ページ）の行為をさせることはできません。

例えば、利害関係者である業者に要求して、自分の家族に贈り物を届けさせたり、自分の親族が経営する会社を下請けで使わせたりすることはできません。

広く一般に配布される宣伝用物品や記念品、立食パーティーにおける飲食や記念品を提供させることもできません。

※大規模災害の発生に際して、行政機関から所管団体に要請し、自治体に対して救援物資を提供してもらうというような公務として行われる行為については、禁止行為に該当しません。



3 利害関係者でない者との間のルール

以下のことは、利害関係者でない事業者等との間でも認められません。

- 同じ相手からの繰り返しのものや著しく高価なものなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて、供給接待を受けたり、物品の贈与を受けたりすることを(度重なる酒食のもてなしを受けるなど)
- その場に居合わせなかった者に自分の飲食物の料金などを支払わること(つけ回し)

Q&A

Q

その他のことで、判断に迷ったり、不明な点等があったりした場合、どうしたらいいですか？何か、参考になる判断基準等はあるのでしょうか？

A

職員倫理のルールの概要を理解していても、自分自身が具体的な事例に直面した際に、「この事業者は利害関係者に該当するか」、「禁止行為の例外として認められるか」など、判断に迷う場合には、上司や同僚、人事課に相談するようにしましょう。
なお、この度の市職員倫理規則の改正により、禁止行為や禁止行為の例外などの主な内容は国に準拠することとしております。

国家公務員倫理審査会から教本や事例集等が発刊されておりますのでご参照ください。

- ・[国家公務員倫理教本\(マンガで学ぶ！公務員倫理収録\)](#)
- ・[国家公務員倫理規程 論点整理・事例集](#)
- ・[国家公務員の倫理保持のためのルール\(パンフレット\)](#)

※人事課全庁共用フォルダの「41_職員倫理条例・・・」に格納しています。

お問い合わせ

飯塚市役所 総務部 人事課